

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

ノムラ・コンサルティング・オフィス代表

野村 幸広

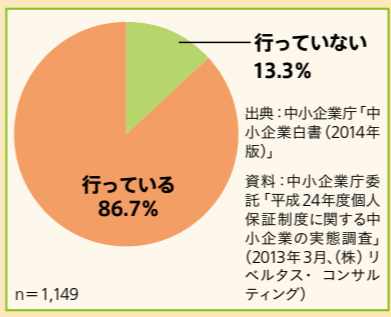
1968年生まれ。早稲田大学法学部卒業。税理士法人へのパートナー参加を経て2001年に現事務所を開業。税理士、中小企業診断士。

日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」が策定した「経営者保証に関するガイドライン」が2014年2月1日から適用されています。この「ガイドライン」の概要とポイントを紹介します。

策定の背景とポイント

日本の中小企業は借入を行う際、その8割以上で経営者が個人保証を提供しています(グラフ参照)。

経営者保証の実態
(借入時における経営者保証の提供有無)



このことは、経営者に対する規律の確保や信用補完を通じて、資金調達の円滑化に寄与する一方、借り手の情報開示や、貸し手の審査・鑑別力の発揮を阻害し、さらに貸し手の説明不足や借り手に対する過大な保証債務負担の要求にもつながっていると指摘されました。

事業に失敗した場合に経営者個人の資産が回収対象となったり、経営者の交替を求められたりする事態が生じ、中小企業の創業、成長、早期の再生着手、円滑な事業承継を阻害しているともいえるのです。

「経営者保証に関するガイドライン」は、このような経営者保証の弊

害を解消するために中小企業団体・金融機関団体共通の自主的ルールとして策定、2014年2月1日から適用が開始されています。

主なポイントは次の通りです。

- 1 法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めない(または合理的な保証契約とする)
- 2 多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決定した際に一定の生活費などを残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討する
- 3 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則免除する

経営者保証に依存しない融資、適切な保証金額の設定など

経営者が個人保証を提供することなく会社に融資が実行されたり、融資に際して過大な個人保証が要求されたりしないとしたら、経営者にとって大きなメリットです。

金融庁が6月に公表した「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る参考事例集」から、かいつまんで事例を紹介してみます。

① 経営者保証に依存しない融資の一層の促進

会社から経営者への立替金勘定が存在する事例で、「ガイドライン」に照らすと「法人と経営者の資産・経理の明確な区分・分離について課題がある」とされました。しかし、次のような点を勘案し、経営者保証なしで融資が実行されたそうです。

- ・立替金勘定は近年減少しており、今後さらに解消に向けて減少を図る旨の意向が示されている。
- ・法人のみの資産や収益力で借入の返済が可能である。
- ・適時適切な情報開示がなされ、従来から良好なリレーションシップが構築されている。

② 適切な保証金額の設定

根保証の更改手続きに際して、保証金額を減額された事例が紹介されています(融資先は条件変更先)。

- ・融資額2500万円に対し、同額

の保証金額を設定していたが、更改に際し預金担保が1000万円あることから、これを保証金額から控除するとともに与信残高の減少見込分なども勘案し、保証金額を1200万円に減額した。

③ 既存の保証契約の適切な見直し

経営者交替に際して、前経営者の保証を解除し、新経営者から保証を求めなかった事例では、次のような点が「法人と個人が明確に分離されている」として評価されました。

- ・事業用資産はすべて法人所有。
- ・法人から役員への貸付がない。
- ・代表者は内部昇進での登用が中心で、親族は取締役に就任していない。
- ・取締役会には顧問税理士が監査役として参加するなど、一定の牽制機能の発揮による社内管理態勢の整備が認められる。
- ・法人単体の収益力で、将来にわたって借入金の返済が可能。
- ・財務諸表のほか、金融機関が求める詳細な資料(試算表など)の提出にも協力的である。

事業に失敗した場合に生活基盤を破壊しない配慮

万一事業に失敗した場合に、経営者の生活の基盤が破壊されないことも大きなメリットとなります。

従来は、保証人が保証債務の履行に伴い自己破産した場合、自由財産(現金99万円など)以外は保証債務

の弁済に充当され、生活基盤の大半を失う結果となっていました。

「ガイドライン」では、保証人たる経営者が早期の事業再生や廃業を決定することにより回収見込額が増加すると判断される時(経済合理性あり)には、その増加する回収見込額の範囲内で、残存財産の範囲を検討することとされています。

金融機関は一定の「経済合理性」が認められる場合、自由財産の範囲を越えて、保証人の手元に残す残存資産を判断します。

- 保証人の残存資産=自由財産+増加する残存資産
- その後、「保証債務の弁済計画策定」で「残存する保証債務の免除」がなされます

※出典：日本商工会議所/各地商工会議所・速報「経営者保証に関するガイドライン」のポイント

先の「参考事例集」では、自主再建困難として、事業再生ADR(裁判外紛争解決手段)を活用して保証債務を整理した事例が紹介されており、スポンサーからの出資・貸付が債務の弁済に充てられ、残りの債務は免除されました。そのスポンサーからの出資・貸付による債務弁済額が早期再生による回収見込額の増加額とされ、自由財産(現金99万円など)のほか、生命保険を解約した場合の返戻金と自宅が保証人の残存財産として認められました。関係者の努力が実を結んだこの「ガイドライン」を正確に理解し、有効活用してほしいと思います。